

# 瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月22日(木) 午後2時から午後2時45分  
2 開催場所 瀬戸市役所庁議室  
3 出席委員

## 農業委員

- 1番 伊藤 憲昭  
2番 井上 俊英  
3番 小澤 早由里  
4番 加藤 卓夫  
5番 作石 正太郎  
6番 高島 八十三  
7番 武田 晴光  
8番 長江 和春  
9番 中村 征実  
10番 藤井 義廣  
11番 矢野 洋三  
12番 横道 厚子

## 農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成  
2番 江尻 雅之  
3番 大澤 憲男  
4番 加藤 晴次  
5番 藤田 茂夫  
6番 前田 晴美  
7番 松原 清  
8番 山田 泰司

(出席 20 )

## 4 議事日程

- |        |                               |     |
|--------|-------------------------------|-----|
| 第53号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第54号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第55号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 第56号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1 件 |
| 報告第23号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について | 1 件 |
| 報告第24号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について | 3 件 |
| 報告第25号 | 現況証明願出書について                   | 3 件 |
| 報告第26号 | 青年等就農計画変更認定申請書について            | 1 件 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>ただ今より瀬戸市農業委員会８月定例会を開会いたします。</p> <p>本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。</p>                                                                                                                                                                   |
| 議長  | <p>続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p>                                                                                                                                               |
| 議長  | <p>ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、</p> <p>８番 長江 和春（ながえ かずはる）委員、</p> <p>９番 中村 征実（なかむら まさみ）委員を指名いたします。</p> <p>(第５３号議案)</p>                                                                                                                      |
| 議長  | <p>これより議事に入ります。それでは「第５３号議案 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の１筆で面積は計４３１㎡です。</p> <p>当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していたところ、規模拡大を希望していた受人と話がまとまり、本申請に至りました。受人は、すでに申請地の近くで耕作を行っているため通作条件も問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。</p> <p>第５３号議案につきましては以上です。</p> |
| 議長  | <p>事務局の説明は終わりました。第５３号議案について、ご質疑はございませんか。</p> <p>(なし)</p>                                                                                                                                                                                  |

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第５３号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第５３号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第５４号議案)

議長 続きまして「第５４号議案 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目共に畑の４筆で、面積は３６１㎡、目的は駐車場の建築です。立地基準は、市街地介在農地で第３種農地に該当します。

申請地の周辺は北と西が宅地、東と南が道路です。

近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。整地後は砂利敷きし、排水は雨水のみで自然浸透です。東には既設の道路側溝があり、南は新設側溝に入れ替えを行います。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第５４号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第５４号議案について、ご質疑はございま

せんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第54号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり承認することに決しました。

**(第55号議案)**

議長 続きまして、「第55号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の6筆で、面積は3,273㎡、目的は残土処分場の設置です。

立地基準は、他の第3種・第2種農地に該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺は、北東が道路を挟んで申請者所有の農地、西が地目上山林の一体利用地、南が道路です。

近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。申請地は、過去に土砂採掘による一時転用が提出されていましたが、

埋め戻しの事業の長期化が見込まれるため、改めて申請者が許可権者である尾張農林水産事務所に事前調整をしたところ、一時転用の事業計画変更と共に永久転用として新規で農地転用を提出する旨指導されました。申請者としては、土砂採掘場を埋め戻した後、農業を行いたいと言ってみえますが、農地転用の手続きとしては埋め戻しに注目し、残土処分場という転用目的となっています。他法令として、砂防を愛知県尾張建設事務所維持管理課管理第二グループに確認したところ、土砂流出してしまうような計画ではないとのことでした。また、排水は現況のまま自然浸透とのことでした。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております、許可相当と判断し、許可権者の愛知県尾張農林水産事務所に対しても事前調整を行い、許可相当の見込みであるとの見解を得ています。第55号議案につきましては以上です。

議長                    事務局の説明は終わりました。第55号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員            これ位置断面図の方向線の斜めの線までが埋め戻しラインですか。

事務局                はい、そうです。

藤井委員            そうすると平面図の方を見ると、台六1号線、市道がはいっていますよね。市道との接点の構造はどうなっていますか。これずっと勾配で来ているので、時間30ミリ以上の雨が降ったら、市道のほうに流れるという解釈でいいですか。

事務局                先ほどの砂防担当に確認をとった内容ですと、申請者は約15年程度をかけてこれから埋め戻ししていくと言っており、そういった中で、今の段階の計画図ではここまでが精一杯というところと、将来的にゴールが近づいてきた時に、例えば10年たって残り数年で完了するであろうというときに、改

めて現場の不都合等があれば計画変更を出させるし、ある程度こういった事業のところでは現場合わせの部分がどうしてもあるのはやむを得ないところで、現状で受けていると聞いています。ご質問に関しては、おそらく当然道路の方には土砂流出はないとなっているはずです。

藤井委員      砂防許可を取ったということですね。砂防許可を取ると完全工事完了時の表層構造図と表層面を芝で覆うなりそういったことがないと砂防法で通らないと思うのですが、砂防法の許可は下りたのでしょうか。

事務局          大変申し訳ありませんが、砂防法の許可が下りたという話は聞いておりますが、今、ご質問の表層の施工に関しては確認できておりません。

藤井委員      要は砂防が入っているということは、土砂が崩壊しやすい地域に砂防が入るわけですから、当然この表層を堅固なものにするのか流出防止措置を取らないと、上級庁の県が許可を下ろしていいものなののでしょうか。

事務局          事務局が得ている情報の中だけで申しますと、平面図の下のところですがら工というところで土留めにするということになっておりまして、砂防担当も言っていたのですが、もし仮に積み上がってきて道路だとか他のレベルに近づいてきたときにも最低限、しがら工による土留めとうたってあることもあり、許可しているというところもありました。

あと芝の吹付が平面図の中には書いてありまして、この絵によれば、芝ないし草の養生で覆って土砂流出を抑えると思われます。

議長            特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。</p> <p>第５５号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|     | <p>(異議なしの声、多数あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | <p>ご異議なしと認めます。よって、第５５号議案は原案のとおり承認することに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|     | <p>(第５６号議案)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | <p>続きまして、「第５６号議案 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>本件は、農用地利用計画変更申出書が提出され、変更手続き中の案件となります。青地の除外について、愛知県の同意が得られた後に農地転用の許可となる予定です。</p> <p>申請地は、登記地目、現況地目共に田の１筆で、面積は３２３㎡、目的は分家住宅の建築です。立地基準は、街区に占める宅地面積の割合が３０～４０％であるため、第２種農地に該当します。</p> <p>申請地の周辺は西が分筆後の農地の残地、北と東が宅地、南が道路です。</p> <p>近隣農地への防除については、西側にブロックを設置し、土砂流出を防止します。排水は宅内の雨水枡等から集水し、南の道路側溝へ排水します。</p> <p>なお、開発許可は許可見込みと確認しています。</p> <p>以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。</p> <p>第５６号議案につきましては以上です。</p> |
| 議長  | <p>事務局の説明は終わりました。第５６号議案について、ご質疑はございませんか。</p> <p>この議案は３回くらい前に、青地から白地に変えたところの目的だという</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

ことでお願いします。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第56号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第23・24号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、農地法第5条第1項第6号の届出については3件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第25号 現況証明願出書については3件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第26号 青年等就農計画変更認定申請書について、机上に配布した資料をご確認ください。これは、認定新規就農者が、認定済みの青年等就農計画の内容を変更する際に、市に対して提出する書類です。今般、申請人か



ら提出があり、市が審査をするにあたり、農業委員会に対して計画書への意見の照会がありましたので、確認をするものです。当該計画につきましては、収益向上を図るため、すでに認定された計画を基に内容を修正するものであり、農業委員会として、計画書は適切と回答させていただきます。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

議長 具体的にどこが変わったのですか。

事務局 変更については就農計画の段階で、例えば5年後10年後の収益の数値であるなど、細かな修正を行っておりまして、全般的には色々な項目で修正を行っています。

議長 その他よろしいでしょうか。

高島委員 参考で教えてもらいたい。大きな面積で取り組まれるが、申請者さん以外の人で、現実的に農作業をやられることに誰が関わっているのか。

事務局 お母様とお父様と一緒にやられております。

議長 推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。  
(意見なし)

議長 特にご質疑もないようですので、本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会8月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

|